

年度	職員数	正科生徒		補習科	合計	学級数
		男	女			
明27	二	九三	三		九六	二
32	三	一〇五	五六		一六一	三
37	五	一〇二	九八	三五	二三五	五
42	八	一二五	九五	二三	二六九 <small>(内二六科)</small>	八

「小学校令」改正され、尋常小学校の義務制が六年となる。

義務教育四年生最後の卒業生三八名が出る。内一七名が六年制に進む。

高等科を併設し、長谷尋常高等小学校と改称する。高等科併設と共に、高等科に農業科を加設し、実習地四畝歩を借りうける。

学校林八箇所松・松の苗六、〇〇〇本を植林する。

増築校舎成り、落成式を挙行する。

学校基本財産蓄積のために木の徴収を始める。
高畑原基本林に松苗一、一〇〇本を植える。

大正

〈大正期の教育〉
△教育指針（抜粋）

- 一、剛毅、勇敢、進取の気象の鍛練、紀律の養成に特に力を注ぎ、一般訓練の徹底方に一層の努力をなすべきこと。
- 一、体力養成に資するため、特に徒競走を盛に行なわしむること。
- 一、学校実習地をして産業計画に資する諸種の試作をなし、村民指導の資料に供すべきこと。

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此糾濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友誼ヲ睦シ列國ト與ニ永ク其ノ處ニ頼ランコトヲ期ス願ニルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ク戦後日向淺ク庶益々更盛ク要ス宜ク上下心ヲ一ニ忠實業ニ服シ勤儉ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒意相誠メ自強思マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ洋溢ノ誠ヲ驗サハ國運發展ノ本近ク期ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル民臣ノ協贊ニ倚藉シテ維新ノ泉源ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚センコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

▶明治41年10月13日 戊申詔書發布になる
(この日が毎年運動会であった)

▼大正時代から昭和初期の国語読本

